

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の廃止(二件)……………
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 建築基準法による道路位置の指定……………(同)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- (環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 東京都中央卸売市場条例による行政処分について
- の公開の聴聞……………(中央卸売市場管理部総務課)……………
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 規則……………
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………

告示

●東京都告示第八百六十三号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定による道路を次のとおり廃止した。  
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

平山

博

廃止番号及び  
廃止年月

の位置

廃止する道路  
の幅員及び延  
長(単位メー  
トル)

申請者氏名

二十多建開 東村山市秋津  
 二道第七号 町二丁目三番  
 平成二十年 三十  
 五月十九日

幅員  
四・〇〇  
延長  
五・五〇

五十嵐高雄

●東京都告示第八百六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条

第二項の規定による道路を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置  
 いて縦覧に供する。

平成二十年六月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

平山

博

廃止番号及  
び廃止年月

の位置

廃止する道路  
の幅員及び延  
長(単位メー  
トル)

申請者氏名

二十多建開 小平市小川町  
 二道第九号 一丁目四百六  
 平成二十年 十四番五、五  
 五月二十三 百四十七番四  
 及び五百五十  
 三番二の各一  
 部並びに同番  
 二地先

幅員  
四・〇〇  
延長  
八・九一

株式会社西都  
建物  
代表取締役  
廣田 清隆

●東京都告示第八百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条

第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定  
 した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置  
 いて縦覧に供する。

平成二十年六月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

平山

博

指定番号及  
び指定年月

の位置

指定する道路  
の幅員及び延  
長(単位メー  
トル)

申請者氏名

二十多建開 清瀬市中里四  
 二道第六号 丁目七百九十  
 平成二十年 五番五の一部  
 五月二十六 延長  
 三三・九九

幅員  
四・〇〇  
延長  
六・〇〇

株式会社西武  
開発  
代表取締役  
田形 幸満

●東京都告示第八百六十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第

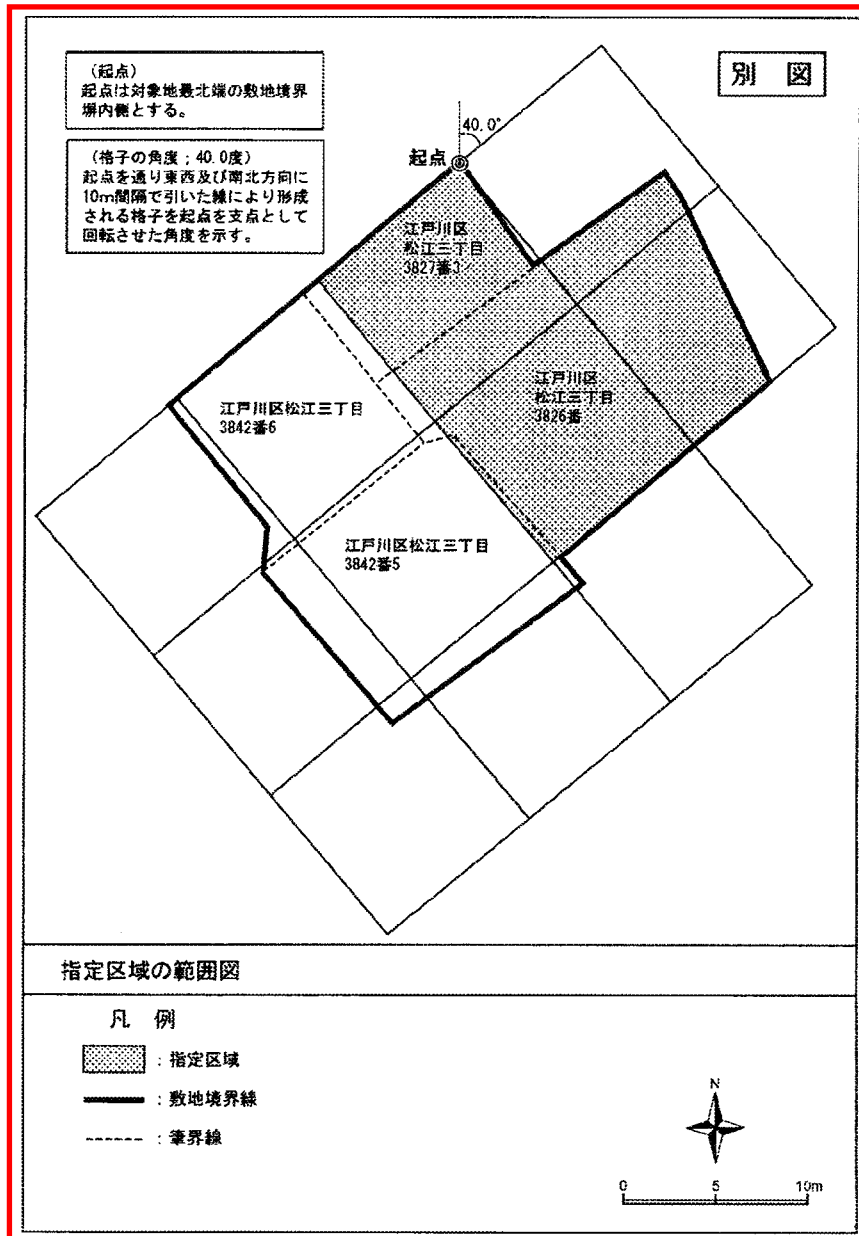
一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている  
 区域を指定する。

平成二十年六月十二日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり(江戸川区松江三丁目三  
 千八百二十六番、三千八百二十七番三及び三千八百四十  
 二番五の各一部)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
 九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害  
 物質の名称 ふっ素及びその化合物



●東京都告示第八百六十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成二十年六月十二日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり(江東区新木場三丁目二番五の一部)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ジクロロメタン